

# ふじさわDV防止・被害者支援計画

平成25年度～平成32年度

配偶者や恋人・家族等からの暴力の防止及び  
被害者支援のための基本計画

藤 沢 市  
FUJISAWA CITY



藤 沢 市



# 目次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画推進の視点 .....	2
3. 定義及び考え方 .....	2
4. 計画の位置づけ .....	3
5. 計画期間 .....	3
6. 他の計画との関連 .....	3
<b>第2章 配偶者暴力被害等の現状</b> .....	4
1. 暴力の被害経験 .....	4
2. 相談状況 .....	6
3. 暴力をなくすために必要なこと .....	9
<b>第3章 施策の体系及び内容</b> .....	11
1. 体系図 .....	11
2. 施策の内容 .....	12
重点目標Ⅰ 暴力を容認しない社会づくり .....	12
課題1 あらゆる暴力防止のための啓発活動 .....	13
課題2 男女共同参画学習の推進 .....	13
課題3 被害の早期発見の促進 .....	14
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり .....	15
課題1 相談機能の整備・充実 .....	15
課題2 相談窓口の周知 .....	15
課題3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 .....	16
重点目標Ⅲ 安全が保証される保護体制づくり .....	16
課題1 一時保護に向けた支援 .....	16
課題2 安全の確保 .....	16
重点目標Ⅳ 自立支援体制づくり .....	17
課題1 被害者への自立支援 .....	17
課題2 子どもへの支援 .....	18
課題3 障がい者、高齢者への支援 .....	18
課題4 外国人市民への支援 .....	18
重点目標Ⅴ 推進体制の充実 .....	19
課題1 他機関との連携強化 .....	19
課題2 庁内における連携の強化 .....	19
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	20
<b>第5章 資料</b> .....	22
1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) .....	22
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要) .....	32
3. ふじさわ男女共同参画プラン2020体系図 .....	37

第

# 1 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(Domestic Violence、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかしながら、多くの被害者が存在し、その多くは女性です。このことは、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、解決しなければならない重要な課題です。

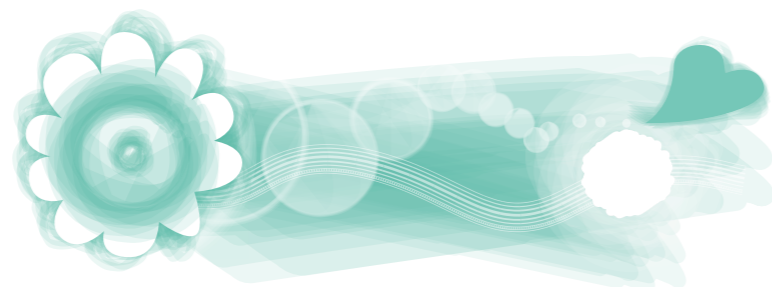
女性に対する暴力は、男女の経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造も起因し、結果として暴力を受忍しなければならない環境におかれてしまう事例が多くみられることから、単なる個人的な問題として片付けるのではなく、社会全体でその根絶に取り組まなければなりません。

こうした中、2001年(平成13年)4月に、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)が制定されました。

その後、2004年(平成16年)には、都道府県に対して「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が義務づけられるなどの改正を経て、2007年(平成19年)には、市町村も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定することが努力義務となりました。

また、翌年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において、市町村基本計画の策定にあたっては、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い関係機関が様々な形で効果的に連携していくこと、被害者やその家族の生命身体の安全の確保を常に考慮することが必要であるとされました。

このような状況を踏まえ、藤沢市では、新たに「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DVの防止に取り組むとともに、配偶者に限らず親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な者からのDV被害を受けた者に対する、きめ細かで切れ目のない支援を行います。



## 2 計画推進の視点

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない社会風土を醸成するため、重点目標として新規に「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を掲げ、次の取り組みを推進しています。

○暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進するため、市民、地域と行政が連携します。

本計画においても、上記取り組みを柱として、計画を推進します。

国が定める男女共同参画基本計画(第3次男女共同参画基本計画)においても、女性に対する暴力の認識は必ずしも向上しておらず、様々な形態による被害も依然として多いことから、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が改めて強調されています。

また、インターネットや携帯電話の普及により女性に対する暴力は多様化してきており、このような課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応する必要があること、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対してもきめ細かく対応することが不可欠である旨が記載されています。

## 3 定義及び考え方

### (1) DV防止法における定義

DV防止法では、法の基本となる「配偶者」や「配偶者からの暴力」を次のように定義しています。

#### 「配偶者」

男性、女性を問わない。事実婚や元配偶者も含む。

#### 「配偶者からの暴力」

身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含む。

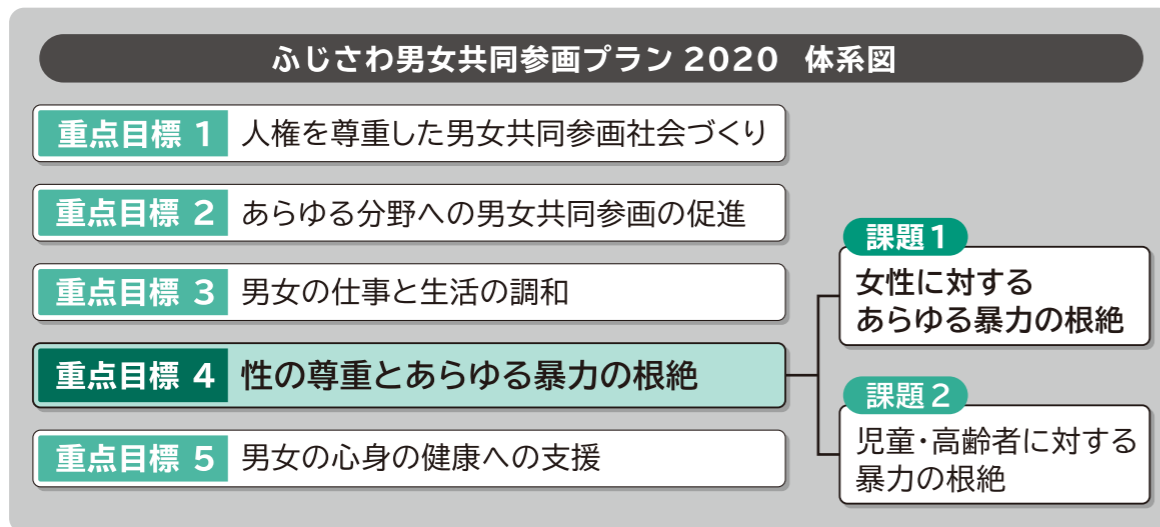
### (2) 藤沢市の考え方

本計画では、DV防止法に規定される「配偶者」だけでなく、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な者も含むものとし、その者からの暴力は、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、社会的、性的等、あらゆる暴力を含めて「DV」とします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の重点目標4「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」の課題1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する施策を体系的に位置づけるものとします。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。



## 5 計画期間

計画期間は、2013年度(平成25年度)から2020年度(平成32年度)までの8年間とし、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」と連動します。

ただし、社会情勢の変化、DV防止法の改正等により、新たに盛り込むべき事項が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 6 他の計画との関連

本計画は、「かながわDV被害者支援プラン(平成21年度～平成25年度)」の内容を踏まえ、整合性を図った計画とします。

第

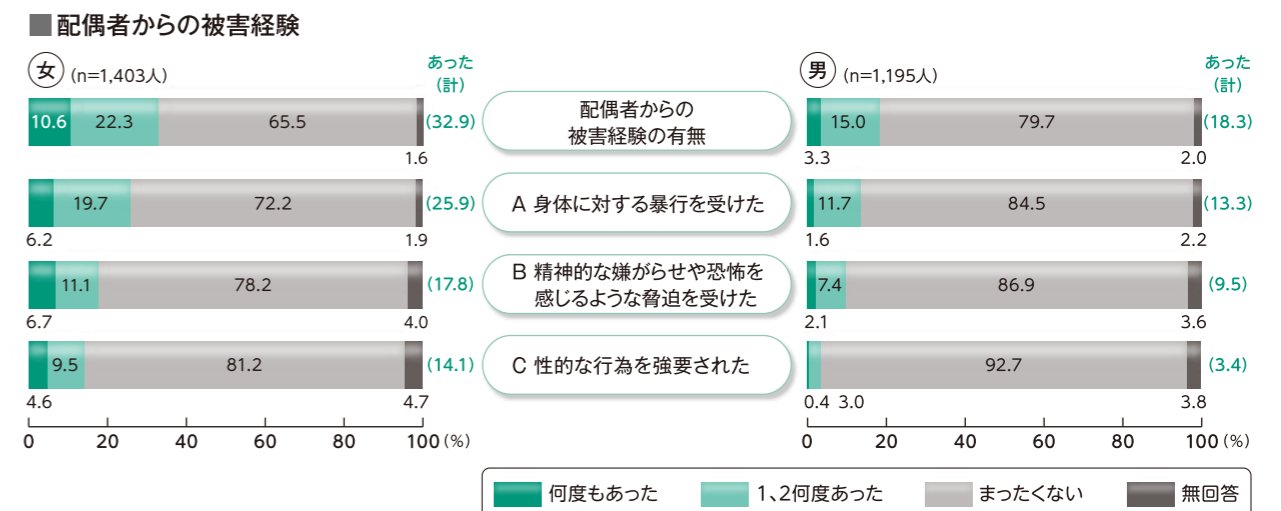
# 2 配偶者暴力被害等の現状

## 1 暴力の被害経験

### (1) 配偶者からの暴力の被害経験(全国の状況)

内閣府が2011年度(平成23年度)に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)から、「殴る、蹴るなどの身体的暴行」、「精神的な嫌がらせや、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた(心理的攻撃)」、「いやがっているのに性的な行為を強要された(性的強要)」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性では32.9%、男性では18.3%となっています。

このことから、女性の約3人に1人が何らかの暴力を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けていることがわかります。



### (2) 暴力を振るわれたり、暴力を振るったり身近で見聞きしたことはあるか(藤沢市の状況)

2008年度(平成20年度)に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」で、「暴力を振るわれたり、暴力を振るったり、身近で見聞きしたことはあるか」を聞いたところ、最も多かったのは「自分の周りには、経験した人はいないと思う」(62.4%)で、女性では57.9%、男性では69.3%となっています。

しかし、「暴力を振るわれたことがある」人は、女性が10.9%と約10人に1人の割合、男性は2.2%で約50人に1人の割合となっており、女性の被害者が多いことがわかります。